



横浜市計量検査所からのお知らせ

取引・証明に使用する「はかり」は
「定期検査」が必要です！

取引・証明に「はかり」（特定計量器）
を使用する場合、次のことが必要です。

検定証印等の付いた「はかり」を使用し
2年に1度「定期検査」を受けること。



取引・証明に使用不可



家庭用印の付いた「はかり」は
取引・証明に使用することはできません。

計量法根拠規定

○ 計量法第 16 条（使用の制限）

次に該当するものは、取引・証明における計量に使用してはならない。

- ・ 計量器でないもの
- ・ 検定証印又は基準適合証印が付されている特定計量器以外の特定計量器

○ 計量法第 19 条（定期検査）

「はかり」（特定計量器）を取引・証明における計量に使用する者は、その事業の所在地を管轄する特定市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。

定期検査の対象となる「はかり」の使用例



スーパー等で、重さを表記して販売する
生鮮商品の計量



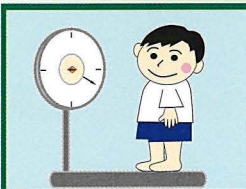
資源回収業等で、料金の基となるものの
計量



薬局で、薬の調剤の
ための計量



コーヒー豆、お茶等
の販売で、料金の基
となる商品の計量



病院、学校等での体重
測定で、その測定値が
外部に表明される計量

これらは
ほんの一例です

定期検査を行う者

定期検査は、横浜市が指定定期検査機関として指定した「(公財)横浜市消費者協会」が行います。検査員は「職員証」を携帯しています。ご確認ください。



定期検査の手数料

定期検査の手数料は、「横浜市手数料条例」に基づき、定期検査終了後「(公財)横浜市消費者協会」検査員が、現金により徴収します。

定期検査 Q & A

Q 1 定期検査を受けている「はかり」は、見た目で見分けられるの？

A 定期検査に合格した「はかり」には、「定期検査済証印」を「はかり」の前面に貼り付けます。これにより、消費者等も容易に確認でき安心して購入することができます。

注) 定期検査に代わるものとして、「計量士」が行う「代検査」や「適正計量管理事業所での検査」の場合、付される印の形状もそれぞれ異なります。



定期検査済証印

Q 2 計量法に罰則はあるの？

A 法第 173 条では、定期検査の規定 (法第 19 条) に違反した者は「50 万円以下の罰金に処する」とあり、さらに法第 172 条では、使用の制限 (法第 16 条) に違反した者は「6 ヶ月以下の懲役若しくは 50 万以下の罰金に処する」とあります。しかし、罰則適用以前に、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

Q 3 「はかり」のメーカーから、メンテナンスを受けている場合は定期検査を受けなくても良い？

A 定期検査は、計量法に定められた法定検査で、メーカーが行うメンテナンスとは全く違います。定期検査は、定められた期日に受検するようお願いいたします。

「はかり」には、計量法により様々なきまりが定められています。

詳しくは Web サイトをご覧ください。

横浜市計量検査所

Click!

検索

お問い合わせ先

横浜市 経済局 消費経済課 計量検査所
横浜市中区本町 6 - 50 - 10 31 階
Tel:(045)671-2587 Fax:(045)664-9533
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/keiryo/>